

I 鳥獣被害対策について

1 提言の背景

(1) 最近の状況

本県における鳥獣による農林業被害額は、平成24年度は約8億1千万円にのぼり、鳥獣被害防止特別措置法が施行された平成20年度以降最悪となっており、鳥獣ごとにみると、シカ、イノシシによる被害額が多く、ついで、ヒヨドリ、サルの順となっている。

県内で被害防止計画を立てている38市町村における4,205集落のうち、鳥獣被害を受けたのは58%の2,432集落であり、その90%に当たる2,188集落でイノシシやシカ、サルの被害が出ている。

被害により収穫が減ったことや、収穫前の農作物が被害を受けることによる精神的ダメージの大きさ等から耕作を断念する農家もある。

一方で、耕作放棄地が鳥獣の通り道となったり、収穫残さ等が野生鳥獣を農地に引き寄せ、その結果、餌場となることで繁殖につながり、さらに被害を広げるという悪循環も生じている。

国は、平成24年度の補正予算により、野生鳥獣の有害捕獲を強化することとしたものの、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業は平成25～27年度の集中的な事業であるため、その後に備えることも必要となっている。

このような中、県においても平成24年度に猟友会や市町村など関係者を交え、副知事をトップとする庁内横断の「鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議」を立ち上げ、平成25年度からは、被害集落の活動支援などの被害軽減策に取り組んでいる。

しかし、行政機関等による、加害鳥獣の生息、捕獲及び被害等の実態把握が未だ不十分であり、鳥獣の行動・生態学的状況の把握や科学的データの蓄積もまた不十分である。

このため、鳥獣の個体数管理や生息地管理、被害管理が的確に行われず、对症下药的に被害防止対策が進められていることから対策の効果が判別できず、被害防止対策の改善点も見い出しにくい状況にある。

このような状況を踏まえ、本県では、鳥獣の生息、捕獲及び被害の状況等を考慮の上、効果的な捕獲手法の開発及び広域で活動する捕獲従事者の育成等を通じた鳥獣管理体制の整備等を推進するための基本的考え方を整理し、科学的・順応的な野生動物被害管理体制を整備することに

より、農林業、生活環境及び生態系被害の軽減を図ることを目的とした「鳥獣管理の将来ビジョン」を本年3月に策定し、5年後をめどに新たな管理体制を確立することとしている。

近年、鳥獣の捕獲を担う狩猟者（猟友会）の高齢化と減少が進行しており、近い将来、捕獲に従事できる人材が不足する可能性が高くなっている。

一方で、市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊については、猟友会会員の民間隊員が巡回等を行うことで効果を上げている市町村もあるが、多くは市町村職員の兼務となっている。

また、生態学的な視野を持ち捕獲を行う専門的捕獲従事者がほとんど不在であり、広域的・専従的捕獲体制も整っていない。

市町村が行う有害鳥獣の捕獲に係る許可については対象地域が各市町村内であるため、市町村の境界を越えたり、国有林内に逃げ込んだ鳥獣については、捕獲活動を行えないのが現状である。

本県の捕獲後の鳥獣の活用については、ジビエ（注）としての流通は僅かであり、大半はハンターに自家消費されたり、山中に埋設されている。そうした中、捕獲した鳥獣をジビエとして消費を拡大し、地域振興につなげようという動きも始まりつつある。

本県も会員となっている日本ジビエ振興協議会では、野生鳥獣の肉を使ったジビエ料理の普及を図り、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献できる仕組みを全国に広めようと活動している。

（注）ジビエ

ジビエとは狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパでは食文化としてのジビエがある。

（2）今後の方向性

鳥獣被害対策については、以下の鳥獣被害防止対策及び鳥獣捕獲対策の両面から同時に取り組む必要があるとともに、鳥獣捕獲後の対応についても検討する必要がある。

① 鳥獣被害の防止対策について

鳥獣被害については、集落単位で被害を受けており、個人による防止対策では、十分な効果を得ることができない。

そのため、集落の被害状況に応じ、関係者が協力して、集落实態調査に基づく集落ぐるみの被害防止活動に係る取組を支援する必要がある。

また、市町村における被害防止体制は、職員が主体となっており、実働に十分な効果を得ることができないことから、市町村鳥獣被害対策実施隊に民間隊員の加入促進を図るなど充実・強化を図る必要がある。

市町村や集落は、対症的に被害防止対策を行っている側面があるため、各市町村に対して専門的な立場から指導・助言できる体制を整備する必要がある。

併せて、設置した侵入防止柵や捕獲器具、忌避作物などが、鳥獣被害に対して効果的であったかの実証、研究が十分でないため、鳥獣被害に関する研究体制の整備を図る必要がある。

② 有害鳥獣捕獲対策について

効果的に捕獲を行うために、鳥獣の生息密度や行動圏域等の実態把握を行い、本県の実情に応じた捕獲手法を確立するとともに、対象鳥獣の習性と捕獲手法に関して、科学的知識や技術を持った専門的捕獲従事者を活用した捕獲体制の整備を行う必要がある。

また、狩猟者の高齢化と減少が進行しているため、被害集落住民や有害鳥獣捕獲に意欲のある者等を狩猟者として育成・確保する必要がある。

現在、狩猟免許取得については猟友会主催の講習会受講料の一部助成が行われ、また、銃砲所持許可については各種講習会の一部休日開催等による負担軽減が試行的に行われているが、今後も継続していくなど、狩猟者減少に歯止めをかける取組を行う必要がある。

さらに、市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊等は、市町村境や国有林内での捕獲が困難なため、市町村の境界等を超えた広域的な捕獲体制の整備を検討する必要がある。

③ 鳥獣捕獲後のジビエの有効活用について

捕獲意欲の向上や捕獲後の鳥獣の処理の観点から、ジビエとしての有効活用を検討し、取り組む必要があるが、ジビエの安定供給や衛生管理上からは鳥獣の生体捕獲が望ましいところである。

今後、ジビエの有効活用を図るためにはジビエのおいしい調理法の普及が肝要であるが、一方、市町村等が食肉加工施設の整備を図り、処理等に係る衛生上の安全、処理加工に要する技能、処理後の商品の開発、販路確保等についても取り組む必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 鳥獣被害の防止対策について

① 集落实態調査に基づく集落ぐるみの被害防止活動の強化

集落ぐるみの被害防止活動の必要性や効果的な対策に向けて地域住民の理解と協力を促進する取組を強化するとともに、人材育成のための研修会等の開催や被害防止柵等の設置・維持管理、耕作放棄地の解消による侵入防止など、集落環境の整備に必要な予算の確保に努めること。

② 市町村鳥獣被害対策実施隊の充実・強化

市町村における捕獲も含めた総合的な被害防止体制の一層の充実・強化が図られるよう、更なる指導・助言を行うこと。

③ 専門家による指導体制及び鳥獣被害に関する研究体制の整備

市町村や集落の取組を総合的かつ専門的な立場から助言・指導できる指導体制の強化と、被害作物の生育段階や野生鳥獣の生態を踏まえた侵入防止柵、捕獲器具、忌避作物などの実証、研究を行う体制の整備を図ること。

(2) 有害鳥獣捕獲対策について

① 科学的な捕獲対策の推進及び捕獲体制の整備

効果的な捕獲に必要な鳥獣の生息密度や行動圏域等の把握を行い、科学的な捕獲対策を推進するとともに、本県の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立や専門的捕獲従事者を含めた捕獲体制の整備を図ること。

② 有害鳥獣捕獲従事者の確保及び負担軽減

被害集落住民をはじめ有害鳥獣捕獲に意欲のある狩猟者の確保・育成を図るため、有害鳥獣捕獲の必要性の啓発に努めるとともに、狩猟免許取得や銃砲所持許可に係る支援・負担軽減の充実を図ること。

③ 広域での捕獲体制の整備

被害の拡散防止のため、隣接市町村及び猟友会等の相互調整による市町村境や国有林内での捕獲、また、県下一斉捕獲期間を設定するな

ど効果的な捕獲の推進を図ること。

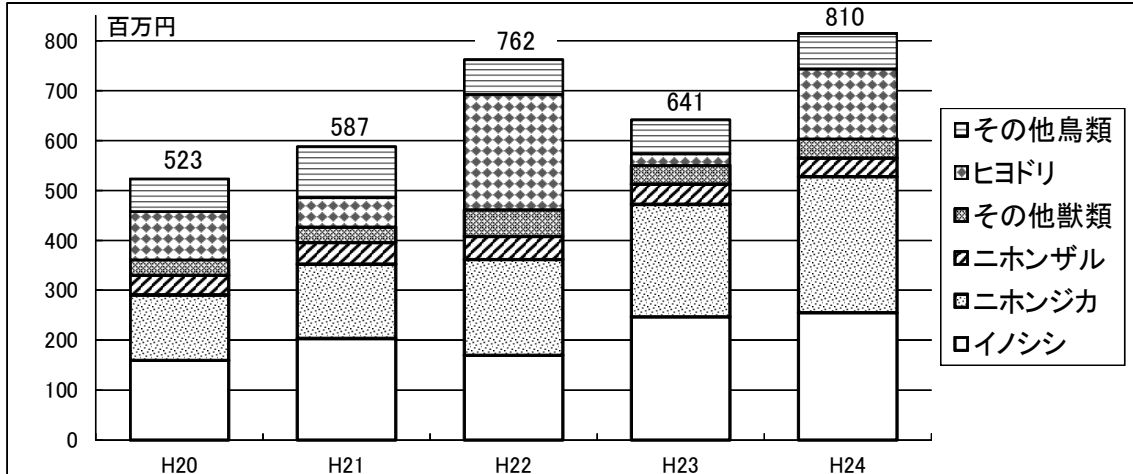
(3) 鳥獣捕獲後のジビエの有効活用について

食肉加工施設の整備の促進を図るとともに、日本ジビエ振興協議会等との連携により、調理法の普及をはじめ、ジビエの処理等に係る衛生上の安全確保、処理加工に要する技能の向上や商品開発・販路確保等が一体となった取組となるように、市町村等への適切な指導・助言を行うこと。

参 考

1 鳥獣による農林業被害の状況（平成24年度）

- 野生鳥獣による平成24年度の農林業被害額は、約8億1千万円で、前年度に比べ約1億7千万円増加した。
- 被害額全体のうち、8割がイノシシ、シカ、ヒヨドリによるものである。
- ヒヨドリによる被害が大幅に増加し、シカによる被害も増加した。



農林業被害額の推移

(農林業別の内訳・H24)

(単位：百万円)

	ニホンジカ	イノシシ	ヒヨドリ	ニホンザル	その他	合計
農業	165	244	140	36	101	686
林業	107	11	0	1	5	124
計	272	255	140	37	106	810

2 県内農村集落における被害の実態 (H24.10月 鳥獣被害集落実態調査結果)

(1) 集落における被害の発生状況

	農村集落	被害未発生集落	被害対策済集落	被害発生集落	イノシシ、シカ、ザルによる被害
集落数	4,205*	1,714	59	2,432	2,188
割合	—	41%	1%	58%	90%

※ 被害防止計画を作成している38市町村における調査集落数

(2) 被害発生集落 (2,432集落) における被害状況

	被害の程度 (ほ場の被害率)			被害の傾向		
	30%未満	30~50%	50%以上	増加	横ばい	減少
集落数	297	783	1,352	1,376	997	59
割合	12%	32%	56%	57%	41%	2%

3 鳥獣被害防止対策の推進体制

(1) 県段階

鹿児島県における鳥獣による農林業被害等の防止・軽減対策を検討し、総合的に推進するため、県鳥獣被害防止対策推進会議を設置（H24.5.11）

県鳥獣被害防止対策推進会議

- ・ 会 長：副知事
- ・ 構 成：市町村代表，猟友会，学識経験者，農政部・環境林務部の関係課長等
- ・ 事務局：農村振興課（中山間・鳥獣害対策係），自然保護課（野生生物係）

・ 被害防止対策部会・捕獲対策部会

・ 地域推進会議（各地域振興局・支庁）

○ 今後の対策の進め方

取 組 項 目	目 標
集落活動の促進	・ 被害集落約2,000集落の活動促進
侵入防止柵の計画的な整備	・ 延長1,600km 要整備面積9,000ha（5年間）
効果的・緊急的な捕獲の推進	・ 「鳥獣管理の将来ビジョン」の実現 ・ 緊急捕獲による有害捕獲の3割増

(2) 市町村段階

平成20年2月に鳥獣被害防止特措法が施行され、国は基本方針を定め、これに即して市町村は「被害防止計画」を策定し、被害防止の取組を実施している。

また、「被害防止計画」で掲げる取組の実効性を一層高めるため「市町村鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。

○ 被害防止計画の作成市町村：38市町村

○ 鳥獣被害対策実施隊^{*}の設置状況

	設 置 数	
		うち民間隊員
市町村数	29	5
隊員数(人)	427(91)	31(31)

H25.4月現在（ ）は狩猟免許取得者

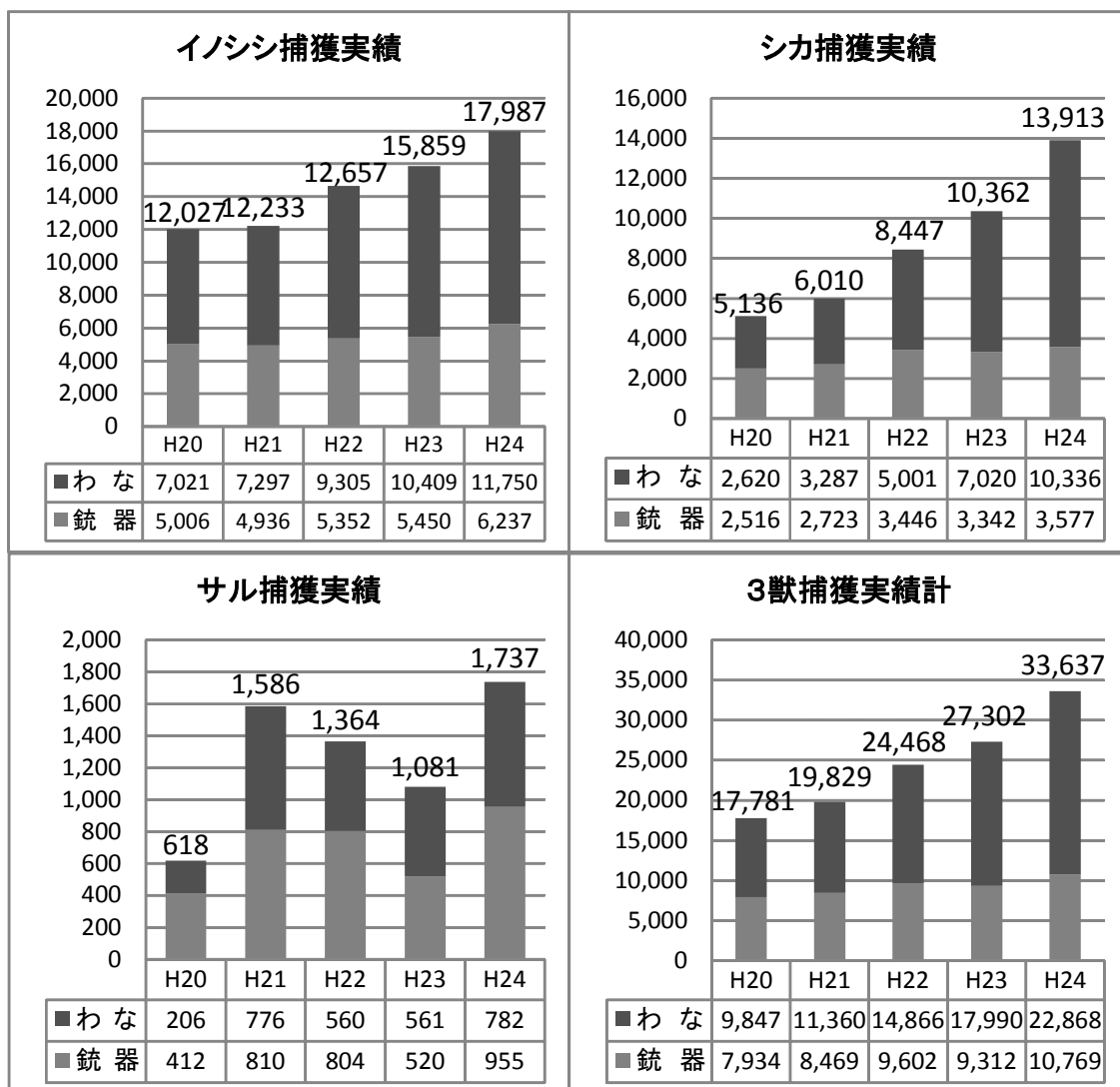
※鳥獣被害対策実施隊とは
鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲や防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を実施し、市町村職員の他、民間からも隊員に任命できる。

鳥獣被害対策実施隊に対する優遇措置

- ・ 主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、狩猟税が通常の1/2に軽減される。
- ・ 民間隊員（猟友会会員等）については、非常勤の公務員となり、報酬の他、対策上の災害に対する補償を受けることができる。
- ・ 市町村が負担した活動に係る経費の8割が特別交付税措置される。（出勤に係る手当及び保険代等も含む）

4 イノシシ，シカ，サルの捕獲実績

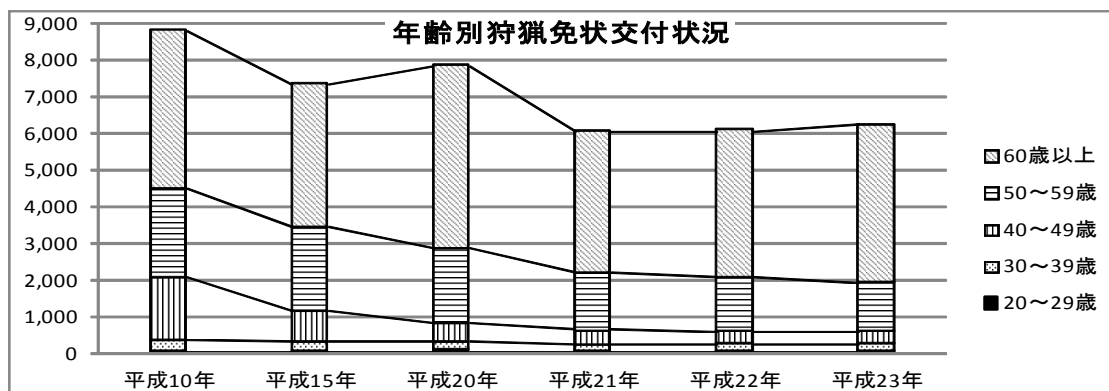
- イノシシ，シカ共に捕獲数が増加しており中でもシカの伸びが著しい。
- 捕獲方法は銃器主体だったものが近年はわな主体に移行している。
- サルは屋久島の捕獲数が県全体の大半を占めている。
- 経済価値の低いシカや霊長類であるサルは捕獲が敬遠される傾向にある。
- サルは特に学習能力が高く捕獲が困難である。



※ 捕獲実績は、有害及び狩猟による捕獲数の合計

5 狩猟者の推移

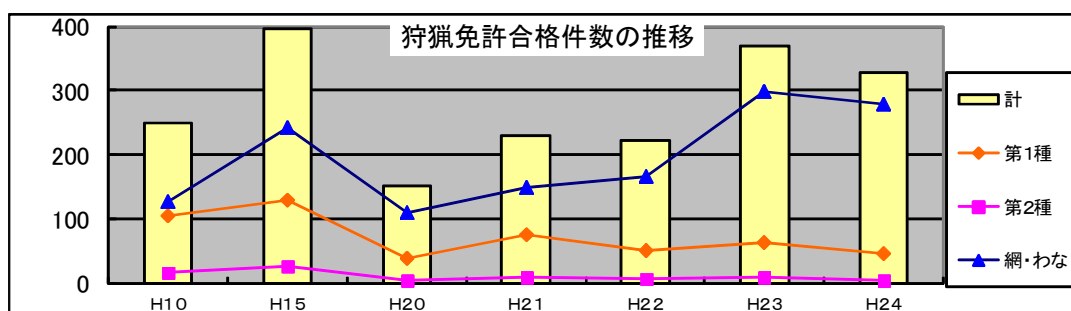
有害鳥獣捕獲従事者である狩猟者の高齢化が進行し、捕獲従事の対象となる狩猟登録者数が年々減少。免許種別では、銃猟の登録者数が年々減少しているが、わな猟の登録者数は近年増加傾向である。



単位: 件

	H10	H15	H20	H21	H22	H23
免許交付件数	8,812	7,342	7,851	6,051	6,089	6,242
60才以上の割合	49.0%	53.3%	63.8%	64.0%	66.3%	69.2%

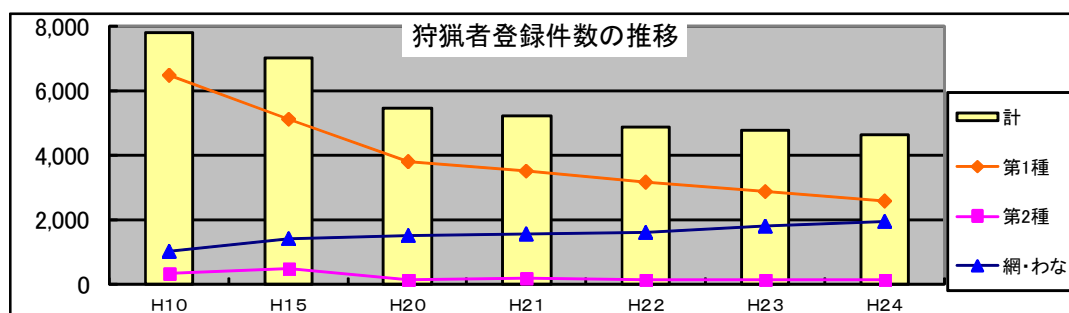
注) 平成20年度に交付件数が増加したのは、H19年度の法改正により網・わな猟免許が、網猟免許、わな猟免許に分離されたため。



単位: 件

	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
合格件数	249	396	151	230	222	370	328
対前年比	76.1%	145.6%	97.4%	152.3%	96.5%	166.7%	88.6%

注) 第一種: 装薬銃(散弾銃, ライフル銃)及び空気銃, 第二種: 空気銃



単位: 件

	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
登録件数	7,782	6,995	5,417	5,216	4,867	4,773	4,613
対前年比	95.3%	99.7%	95.1%	96.3%	93.3%	98.1%	96.6%

鹿児島県猟友会会員数の推移

単位: 人

	S53	H15	H20	H21	H22	H23	H24
会員数	17,397	5,670	4,459	4,257	3,980	3,872	3,716
S53年比	100.0%	32.6%	25.6%	24.5%	22.9%	22.3%	21.4%

鳥獣管理の将来ビジョンに基づく取組の流れ（平成25～29年度）

